二　都道府県は、職業能力開発促進センター等の運営に当たり、労働者を代表する者、事業主を代表する者、独立行政法人雇用・能力開発機構の職員（平成二十三年十月一日以後にあっては独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員）その他の関係者から成る協議会（以下「地域協議会」という。）を設置及び開催し、当該関係者の意見を聴くとともに、その意見を尊重し、地域の実情に応じた運営に努めること。

三　都道府県は、毎年度、職業能力開発促進センター等における訓練計画を策定するとともに、当該年度の計画期間が始まるまでに地域協議会の意見を聴き、その意見を尊重すること。

四　都道府県は、毎年度の訓練実施状況を地域協議会及び厚生労働大臣に報告すること。

五　都道府県は、職業能力開発促進センター等が実施する職業訓練に係る科目、内容、定員等について変更を行おうとするときは、あらかじめ、独立行政法人雇用・能力開発機構（平成二十三年十月一日以後にあっては独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）を経由して厚生労働大臣に当該変更の内容及び前号の地域協議会の意見等について報告すること。

六　都道府県は、職業能力開発促進センター等が実施する職業訓練に係る科目、内容、定員等について変更をしようとするときは、あらかじめ、地域協議会の意見を聴くとともに、その意見を尊重すること。

○東北地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宮城県本吉郡南三陸町歌津町向三五番五から同町歌津管の浜一八番一〇まで	前	B A 八・五〇～五七・八〇（メートル）	一・〇三〇（キロメートル）	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 八・五〇～五七・八〇 六・七七～二二・九〇	一・〇三〇 一・四〇〇	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮城県本吉郡南三陸町歌津町向三五番五から同町歌津管の浜一八番一〇まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年六月十日

○関東地方整備局告示第二百八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号及び五十二号	甲斐市下今井字南原三〇七九番三地先から同市下今井字上ノ山三四九一番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年六月十日

○関東地方整備局告示第二百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年六月十日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第二百八十八号大田原都市計画道路事業三・四・二号西那須野線及び三・四・一号中田原美原線

三　事業施行期間　自平成二十一年八月二十日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十一年関東地方整備局告示第二百八十八号の事業地のうち大田原市中央一丁目地内において事業地を変更する

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年六月十日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　宇都宮都市計画道路事業三・四・百九号雀宮駅前線

三　事業施行期間　自平成二十三年六月十日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　栃木県宇都宮市雀の宮一丁目及び雀の宮三丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年六月十日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第二百七十七号線

三　事業施行期間　自平成二十三年六月十日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都葛飾区東水元一丁目及び東水元二丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年六月十日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第三百八十号茅野都市計画道路事業三・四・十号仲町通線、三・六・十七号茅野北山線、三・四・二号大年線及び三・五・八号中河原上原線

三　事業施行期間　自平成十四年十二月二十四日至平成二十三年六月三十日

四　事業地

収用の部分　平成十四年関東地方整備局告示第三百八十号及び平成二十年関東地方整備局告示第百四十四号の事業地のうち、長野県茅野市塚原一丁目並びにちの字大年北、字大年上及び字金山地内において事業地を変更する。

使用の部分　平成十四年関東地方整備局告示第三百八十号及び平成二十年関東地方整備局告示第百四十四号の事業地のうち、長野県茅野市ちの字大年北及び字大年上地内を削る。